

湖西市規則第 46 号

湖西市後期高齢者医療に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 11 月 17 日

湖西市長

田内 瑠之

湖西市後期高齢者医療に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

湖西市後期高齢者医療に関する条例等施行規則（平成 20 年湖西市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次に定める」を「別に定める様式による」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書（様式第 6 号の 1）」を「後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書（様式第 1 号）」に、「後期高齢者医療保険料過誤納金還付充当通知書（様式第 6 号の 2）」を「後期高齢者医療保険料充当通知書（様式第 2 号）」に改め、同条第 2 項中「後期高齢者医療保険料等過誤納金還付請求書（様式第 7 号）」を「後期高齢者医療保険料還付請求書（様式第 3 号）」に改める。

第 5 条第 2 項中「様式第 8 号」を「様式第 4 号」に改める。

様式第 1 号の 1 及び様式第 1 号の 2 を削る。

様式第 2 号の前に次の 1 様式を加える。

様

静岡県湖西市長



後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書

下記の方の納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり充当した後にお返しします。

還付管理番号			
被保険者氏名		被保険者番号	

還付する金額

過誤納金算出年度 (相当年度：)	
納め過ぎた金額（過誤納金額） a 円	
充当金額 b 円	
還付加算金 c 円	
お返しする金額（還付金額） a - b + c 円	

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

期別	特別徴収	普通徴収	延滞金	納めた金額 過誤納金額	領収年月日 発生理由	督促料

充当金額の内訳

相当 年度	賦課 年度	期別	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額	督促料 未済額	督促料 充当額

還付金の受け取り方法 お返しする保険料・延滞金を下記の金融機関に振込みます。

金融機関名		支店名		支払予定日	
種目	口座番号	口座名義人			

【不服申立て及び取消訴訟】
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県後期高齢者医療審査会に対して審査請求を出すことができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避ける為の緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、賦課に関する処分については、静岡県後期高齢者医療広域連合（代表者は、静岡県後期高齢者医療広域連合長）を、徴収に関する処分については、湖西市（代表者は、湖西市長）を被告として、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書

還付管理番号			
被保険者氏名		被保険者番号	

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

[illegible]

充当金額の内訳

[illegible]

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様

静岡県湖西市長



後期高齢者医療保険料充当通知書

下記の方の納めた保険料が納めすぎになりましたので、次のとおり充当（割り当て）させていただきます。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

充当金額

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

過誤納金算出年度 (相当年度：)
納め過ぎた金額（過誤納金額） a 円
還付加算金 b 円
充当金額 a+b 円

期別	特別徴収	普通徴収	延滞金	納めた金額 過誤納金額	領収年月日 発生理由	督促料

充当金額の内訳

相当 年度	賦課 年度	期別	保険料未済額	保険料充当額	延滞金未済額	延滞金充当額	督促料 未済額	督促料 充当額

【不服申立て及び取消訴訟】
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県後期高齢者医療審査会に対して審査請求を出すことができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避ける為の緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、賦課に関する処分については、静岡県後期高齢者医療広域連合（代表者は、静岡県後期高齢者医療広域連合長）を、徴収に関する処分については、湖西市（代表者は、湖西市長）を被告として、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

後期高齢者医療保険料充当通知書

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

納め過ぎた金額（過誤納金）の内訳

[illegible]

充当金額の内訳

[illegible]

後期高齢者医療保険料還付請求書

年 月 日

(宛先)湖西市長

下記の被保険者に係る後期高齢者医療保険料過誤納金の還付について請求します。

被保険者氏名															
被保険者番号													還付 管理番号		
被保険者住所															
請求額合計						請求額内訳					還付額 : 還付加算額 :				

なお、還付については、以下に記載した内容にもとづき、金融機関口座へ振り込むよう依頼します。
また、本人口座以外に還付する場合は、委任状が必要です。

(請求者)

氏 名											被保険者との続柄					
住 所	〒															
電話番号											(被保険者又は相続人代表者)					

個人番号 (マイナンバー)																公金受取口座を利用する場合は、請求者の個人番号を記入して下さい。
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------

☐ 公金受取口座を利用します。	※還付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「 ☐ 公金受取口座を利用します」にチェック(✓)してください。
☐ 下記口座を利用します。	※公金受取口座を利用する場合は、口座情報(下記太枠部)の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

振 込 先	金融機関名										☐ 銀行 ☐ 信用組合 ☐ 信用金庫 ☐ 労働金庫 ☐ その他 []				
	支店名										☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ その他 []				
	金融機関コード					支店コード									
	預金種別		☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 []					口座番号		右つめで記入してください					
	口座名義人 (カタカナ)														

※口座名義人はカタカナで上段より左づめで記入してください。濁点・半濁点は1字とし、姓と名の間は1字あけてください。

※ゆうちょ銀行への振込を希望する場合は、通帳を1枚めくったページのコピーを添付してください。

様式第 4 号から様式第 7 号までを削り、様式第 8 号を様式第 4 号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式用の紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。